

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 50 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 12 月 12 日

第五管区海上保安本部長

鍬 本 浩 司（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 高知県幡多土木事務所長

（2）住 所 高知県四万十市古津賀 4－61

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 高知県四万十市下田

（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 8 年 2 月 1 日から

令和 8 年 3 月 2 日まで （うち 3 日間）

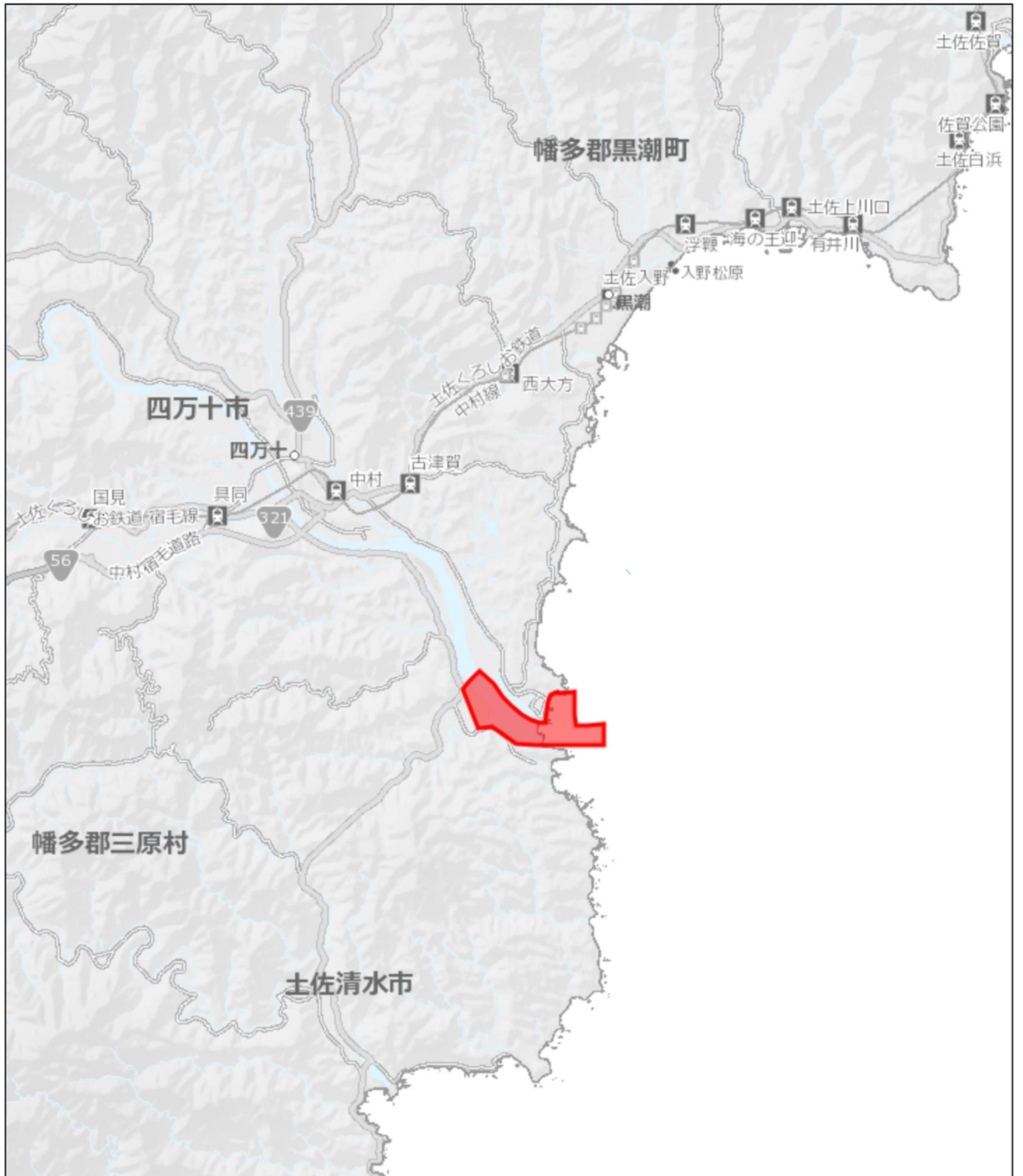
3 水路測量の実施方法

G N S S 測量機による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付図



3km
2nm

 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C)Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)